

実施方針に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
1	1	1	4			事業概要	「・・・本施設で製造される下水汚泥固形燃料の買取・・・」とありますが、要求水準に無い、下水汚泥由来のリスクは市にあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	1	4	(2)	①	市の事業範囲	「・本施設に係る補助事業等交付申請手続き」について、事業者は申請図書作成補助のみを行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	1	4	(2)	②	設計・施工に関する業務	既設施設の撤去のうち埋設物について、要求水準書別紙2(P49～50)配管類以外のもは無いと考えて良いでしょうか。	既存施設の撤去は、要求水準書どおり「舗装・植栽・照明灯・埋設物等」です。また、施設の寸法により事業用地南側のトイレが施設用地になる場合は、トイレの撤去も含まれます。
4	2	1	4	(2)	②	事業者の業務範囲	「・既設埋設配管の切り替え（雨水排水管・汚水排水管等）」とありますが、切り替え時の仮設配管等も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	1	4	(2)	②	維持管理・運営に関する業務	下水汚泥固形燃料利用者の購入確約書は、1社以上と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	1	4	(2)	②	維持管理・運営に関する業務	下水汚泥固形燃料を利用する予定の施設が所在する自治体に対し、事前説明を行った議事録等とあるが、署名・押印等がない書類で問題ないか。具体的な証明方法があれば御教示ください。	書式は自由、署名・押印等は必須ではありません。
7	3	1	4	(2)	②	事業者の業務範囲	「・・・事前説明を行った議事録等」とありますが、自治体の署名捺印は不要との理解でよろしいでしょうか。	署名・押印等は必須ではありません。
8	3	1	4	(2)	②	事業者の業務範囲	「購入確約書」および「自治体に対しての事前説明証」は指定の様式がございますでしょうか？無い場合は、事業者が作成した任意の議事録で内容を満たすという理解で宜しいでしょうか。	購入確約書の様式は入札公告時に示します。自治体に対しての事前説明には様式がありませんので、議事録でも結構です。
9	3	1	4	(2)	②	購入確約書、自治体事前説明議事録の提出期限	「下水汚泥固形燃料利用者による事業期間中の有効利用に係る購入確約書」と、「下水汚泥固形燃料を利用する予定の施設が所在する自治体に対しての受入事前説明の議事録等」の提出期限について、自治体との協議に時間を要することが想定されることから、「再技術提案書等の提出の日まで」に変更して頂けないでしょうか。	実施方針に記載のとおり、技術提案書提出日まででお願いします。
10	3	1	4	(2)	②	維持管理・運営に関する業務	受託後、確約書を提出していない燃料利用先とのすることは取引は可能でしょうか？	確約書を提出した利用先との取引は必須ですが、受託後、確約書を提出していない利用先との取引を追加することは可能です。
11	3	1	4	(2)	②	事業者の業務範囲	「全ての下水汚泥固形燃料利用者による事業期間中の有効利用に係る購入確約書」について、全事業期間中の有効利用が担保されているのであれば、技術提案書の提出期限の日以降であっても、利用先数の変更は可能でしょうか。	確約書を提出した利用先との取引は必須ですが、受託後、確約書を提出していない利用先との取引を追加することは可能です。

実施方針に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
12	2	1	4	(2)	②	固形燃料のJIS規格	下水汚泥固形燃料は、JIS規格を満足していればよく、JIS認定が必要というものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	4	1	4	(6)		事業に係る予算	「本事業に係る予算は、～を限度額として計上」とありますが、最低制限価格は別途設定されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
14	4	1	4	(6)		事業に係る予算	お示された予算について、「8%消費税込」と記載されておりますが、全事業期間に亘り8%を適用されている（即ち、設計・施工に係る税抜金額は4,115,000千円であり、維持管理・運営に係る税抜金額は5,486,000千円）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	4	1	4	(7)		本事業に関する要求水準	要求水準書（案）への質問回答は、今後特段の変更が無い項目については有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	6	2				事業者決定までのスケジュール（予定）	入札公告時に公表される書類に関して、質疑応答の機会があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
17	6	2	2			スケジュール	入札公告後、入札説明書等に関する質疑及び意見書を提出する機会を設けていただきたく存じます。予定がありましたらご教示ください。	入札公告時に示します。
18	6	2				事業者決定までのスケジュール（予定）	技術提案、見積書作成のため、希望する場合、現地の確認を行うことは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
19	6	2	2			スケジュール	本施設の建設予定地の現地確認の機会を設けていただきたく存じます。予定がありましたらご教示ください。	入札公告時に示します。
20	6	2	2			スケジュール	本施設計画に必要な既存資料を貸与いただく機会を設けていただきたく存じます。予定がありましたらご教示ください。	入札公告時に示します。
21	7	1	4	(1)		入札参加者の構成等	専ら下水汚泥固形燃料の有効利用を行う者が本事業の構成員となることは可能と解されますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	7	1	4	(1)	①	入札参加者の構成	代表企業の要件として、「本事業の遂行上果たす役割等」が特定されているわけではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	8	2	4	(2)	①キ	共通の入札参加資格	「本事業についてアドバイザー業務に関係している・・・」とありますが、設計・建設段階においてもアドバイザー企業が参画される予定でしょうか。	現時点では未定です。
24	9	2	4	(2)	②	本施設の施工を担う者	共同事業体の構成員の資格について、応札者の技術力を担保しながら対象企業を広げる観点から、経営事項審査の評価点の制約を代表企業に限定することや、評価点に至らなくても汚泥燃料化設備の元請け実績を条件により資格を得られるなどの条件変更についてご検討をお願いします。	入札公告時に示します。

実施方針に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
25	11	2	4	(3)	①ア	審査申請書の提出期間	「公告日から平成29年7月下旬までを予定」とありますが、p6のスケジュールでは7月中旬までとなっています。どちらが正でしょうか。	誤記です。平成29年7月下旬が正です。
26	13	5	⑤	ウ		機械器具設置工事に関する専任の監理技術者	専任の監理技術者は、現場工事の施工期間のみに配置すればよろしいでしょうか。または、工場製作期間を含む全期間にわたり配置する必要がございますでしょうか。全期間配置する場合は、工場製作期間と現場工事期間で別々の技術者を配置してもよろしいでしょうか。	施工の全期間にわたり配置が必要です。工場製作期間と現場工事期間で別々の技術者を配置しても結構です。
27	13	5	⑤	ウ		機械器具設置工事に関する専任の監理技術者	現場施工期間に配置する技術者は、複数名候補者をあげ、この中から現場着工時に技術者を決定する方法でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	13	5	⑤	ウ		機械器具設置工事に関する専任の監理技術者	本事業における、工事現場の技術者専任期間開始日（現場施工期間）の指定はございますでしょうか。	現地施工期間の指定はありません。
29	14	7	(4)			落札者の決定	「なお、事業者決定後、本事業に係る契約の締結までに～」とありますが、ここでいう「本事業に係る契約」とは、入札公告時に示す基本契約書（案）を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	別紙1					リスク分担表	No17、18の物価変動リスクに係る費用増大リスクについて、「一定の範囲」に関する定義を御教示下さい。	入札公告時に示します。
31	別記1	1				リスク分担表(案) 法令変更リスク	「本事業にかかる関係法令・許認可」とは、要求水準書（案）「1-2-5事業による許認可・届出等」「1-2-7関係法令等の遵守」に記載されているものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載しているものに限らず、本事業に掛かる関係法令・許認可は必要となります。
32	別記1	16				リスク分担表(案) 第三者からの損害	第三者から与えられた損害について、負担者は事業者になっています。現段階では損害が想定できませんので、「負担は協議のうえ決定」に変更を要望いたします。	要求水準書（案）「1-2-1用語の定義」における、「不可抗力」では「人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外」を指していることから、第三者からの損害については予見の可否で判断します。
33	別記1	16				リスク分担表(案) 第三者からの損害	不可抗力の定義は、要求水準書（案）「1-2-1用語の定義」と同じとの理解でよろしいでしょうか。要求水準書（案）では、第三者の行為（騒乱・暴動）も「不可抗力」と定めております。リスク分担表（案）No.16「第三者からの損害」との記載の違いについてお示し頂けますようお願い致します。	上記同様、予見の可否で判断します。
34	別記1	17				リスク分担表(案) 物価変動リスク	物価変動リスクについて、「一定の範囲内」の変動は事業者負担となっていますが、具体的な数値をご教示願います。	入札公告時に示します。
35	別記1	17				リスク分担表(案) 物価変動リスク	一定の範囲内の物価変動に係る費用増大リスクは、事業者負担となっておりますが、維持管理・運営期間の一般的な物価水準の変動及び光熱水費等の変動については、運営期間が長いことから各費用に応じた適切な指標を用いることを要望します。	入札公告時に示します。

実施方針に関する質疑及び意見書に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質疑及び意見の内容	回答
36	別記1	18				リスク分担表(案) 物価変動リスク	物価変動リスクについて、「一定の範囲を超えた部分」は発注者負担となっておりますが、具体的な数値をご教示願います。	入札公告時に示します。
37	別記1	23				リスク分担表(案) 不可抗力リスク	テロは不可抗力との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	別記1	35				リスク分担表(案) 用地リスク	事業用地の土壌汚染・埋設物等の調査は実施されているのでしょうか。されていれば調査結果をお示し下さいます様お願い致します。	土壌汚染については調査しておりませんが、海岸埋立地となっております。
39	別記1	47				リスク分担表(案) 費用増加リスク	維持管理運営・費用増加リスクにおいて、「当初想定したものより大きく変動した」とは具体的にどの程度の変動を想定しているかご教示ください。	入札公告時に示します。
40							本実施方針の位置付けは本事業の概略を記したものであり、入札告示時に示す基本契約書(案)及び各契約書(案)と記載内容に齟齬があった場合には、基本契約書(案)及び各契約書(案)の記載内容を優先するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。